

南部大阪都市計画地区計画の決定（泉大津市決定）

都市計画シーパスパークエリア地区地区計画を次のように決定する。

名	称	シーパスパークエリア地区地区計画	
位	置	泉大津市小松町の一部	
面	積	約 3.5ha	
区域の整備 ・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、まち全体の魅力向上と都市ブランド「アビリティタウン」の形成を先導する場として、市民共創・官民連携により、市街地の中でもよりみどりを感じられるヘルシーパークとして「市民会館等跡地活用基本計画」に基づく土地利用を図ることを目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は、地区計画の目標を達成するため地区を一体とし、あらゆる世代が集う緑豊かなヘルシーパークとして、様々なアクティビティの実施をサポートする施設や健康関連サービスを提供する施設を誘導し、「心と身体を整える」空間形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	地区を一体として活用するため地区内には、垣又はさくを設けず、本地区に適した建築物等の規制・誘導を図る。	
地区整備 する 事項	建築物等に 関する 事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない (1) 都市公園法第2条第2項に規定する施設 (2) 物販販売業を営む店舗その他これに類するもの (3) 食堂又は喫茶店その他これらに類するもの (4) 宿泊施設その他これに類するもの (5) 公衆浴場その他これに類するもの (6) 集会所、展示場、博物館その他これらに類するもの (7) その他市長が土地利用の方針に係ると認めるもの
		建築物の容積率の最高限度	100%
		建築物の建ぺい率の最高限度	50%
		建築物等の高さの最高限度	15mとし、地区内の景観及び環境に配慮したものとする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の配置、形態、素材、色彩などは、地区内において調和のとれたものとする。 屋外広告物を設置する場合は、設置場所、大きさ、色彩等に十分配慮すること。
垣又はさくの構造の制限	安全又は防犯上等の理由によりやむを得ず、垣又はさくを設ける場合は、生垣又は鉄柵等とし、景観及び防災性に配慮した開放性のある構造とすること。		
(備考)			
市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。			